第５章　健康危機管理

健康危機管理

新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、本市では感染症による健康危機への備えを強化するため、「神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」「神戸市感染症予防計画」「神戸市保健所健康危機対処マニュアル（感染症編）」を整備している。また、これらの計画等に基づき、危機管理体制の整備や人材育成に取り組んでいる。

（１）新型インフルエンザ等健康危機管理対策

①　各種計画・マニュアルの整備

・　神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき 2014 年に策定し、新型コロナウイルス感染症への対応や国・県の行動計画改定を踏まえ、2025 年 11 月に改定した。感染症健康危機が発生した際に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的としている。新型インフルエンザ等に加え、新興・再興感染症を含む幅広い感染症健康危機を対象とし、準備期、初動期及び対応期の各段階に応じた対策を整理している。また、実施体制、情報収集・分析、医療、ワクチン等の 13 項目について、平時からの備えと発生時の対応を定めている。

・　神戸市感染症予防計画

感染症法第 10 条に基づき 2023 年度に策定。新興感染症の発生・まん延に備え、平時から必要な体制整備を計画的に進めることを目的としている。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所体制の確保、検査体制の強化、人材育成等について定めるとともに、検査機関や宿泊施設等との協定締結や数値目標の設定を通じて、感染症健康危機への備えを強化している。

・　神戸市保健所健康危機対処マニュアル（感染症編）

地域保健法に基づく基本指針の改正を受け、2025 年度に策定。感染症による健康危機に備え、平時から保健所の人員体制の確保や業務継続の仕組みを計画的に準備することを目的としている。「神戸市感染症予防計画」を踏まえ、感染症の発生段階に応じた対策や保健所の役割を整理するとともに、平時の研修・訓練、備蓄物資や検査機器の整備等による体制強化や、感染症発生時の積極的疫学調査、接触者対応、発熱外来の調整などの具体的な対応を定めている。

②　危機管理体制

健康危機対処マニュアルに基づき、健康危機発生時における指揮命令系統や連絡体制の整備、24 時間 365 日の対応できる体制の確保、業務継続計画（BCP）に基づく優先業務の継続体制の整備、人員確保体制の整備及び備蓄物資の確保等により、迅速な対応が可能な体制を構築している。

③ 人材育成（研修・訓練）

神戸市感染症予防計画及び健康危機対処マニュアルに基づき、感染症発生に迅速かつ適切に対応できる人材を育成するため、関係機関と連携し、年４回の研修・訓練を実施している。個人防護具の着脱、積極的疫学調査、一・二類感染症患者の移送等に関する実践的な研修・訓練のほか、新型コロナウイルス感染症の初動対応の振り返りや、新型インフルエンザ発生時を想定した机上訓練を実施している。

（２）自然災害（地震・津波等）健康危機管理対策

① 各種マニュアルの整備

・神戸市防災組織計画

災害対策本部健康部の組織編成・班の分掌事務・防災指令に基づく職員の配備・防災指令等の伝達方法・被害状況等の報告など、組織としての動き方と情報伝達について記載している。

（個別マニュアル）神戸市地域災害救急医療マニュアル

② 危機管理体制（組織体制）

・神戸市保健医療調整本部

市災害対策本部が設置されたときには、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析、保健医療活動チームの派遣・活動調整等を行う組織として、保健所長を本部長とする、調整本部を立ち上げる。

・組織図

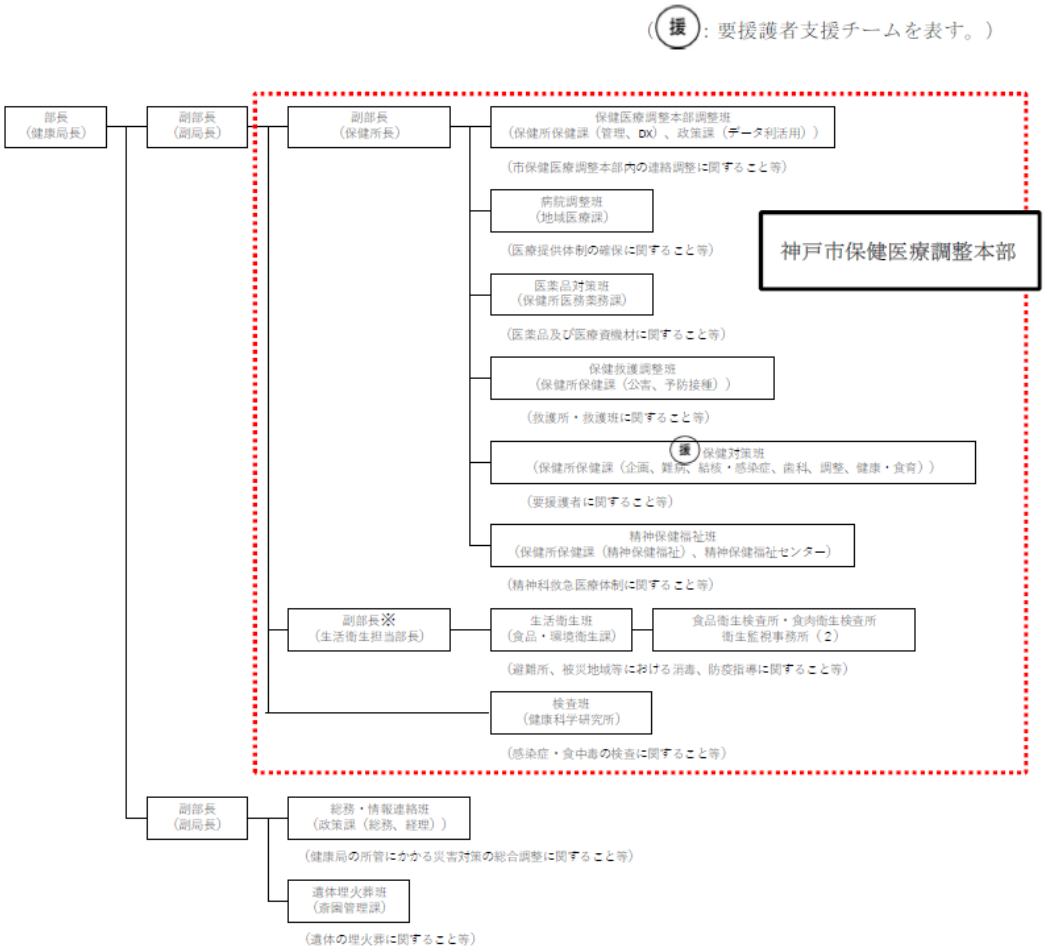

・早期対応体制の整備

夜間、休日を含めて 24 時間 365 日、健康局の保健所管理職（課長級）が持ち、迅速に対応できるような体制をとっている。

・防護資材・医薬品等の整備

感染症等や自然災害等の災害に対応できるようマスクや防護服、消毒薬などの防護資材を備えている。また、市内３区役所（中央区、北区、西区）や災害対応病院（市内 11 病院等）に医薬品等を備蓄しているほか、各団体と災害時における医薬品等の供給について協定を締結して体制を整えている。

③　対応の概要

・神戸市保健医療対策会議

神戸市保健医療調整本部のもと、市内の保健医療活動を調整するため、関係機関・団体等により構成される市保健医療対策会議を設置・運営する。保健医療調整本部調整班（保健課）からの連絡により市保健医療対策会議を開催、開催方法はリモート形式を基本とし、明らかに圏域外からの医療救助が必要な大規模災害時には、神戸市役所１号館 21 階（健康局）に連絡員を派遣するものとする。平時においても会議を開催し、災害医療等に関する情報共有や地域災害救急医療マニュアルの確認等を行う。

（各構成団体においては、災害時において平時の構成員が参集できないことが想定される場合、予め代理の者を指定しておくなどの措置をとること。）

④　訓練・研修の実施

・机上訓練

（開催日）2025 年 9 月 26 日（木）

（開催場所）健康局内

（目的）発災後 24 時間に市保健医療調整本部の初動対応を誰もが行うことができるように、各班で作成したアクションカードをもとに、実際に動き、検証を行った。

（参加者）健康局職員

・長田区役所との合同訓練

（開催日）　2026 年１月 10 日（土）

（開催場所）長田区役所

（目的）南海トラフ地震を想定して、医師会等関係機関と合同で、救護所の設置や医療チーム等の要請等、初動対応の実地訓練や災害時神戸メディカルチームの派遣調整訓練を行った。また、自動車企業から EV（電気自動車）の配車を受け、救護所への電力供給を想定した訓練を実施した。

・DHEAT 研修

DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）として派遣先で中心的な活動ができることを目標に、国立保健医療科学院、日本公衆衛生協会、DHEAT 事務局、兵庫県などが主催の DHEAT 研修に定期的に参加している。